

(別紙)

利用の注意事項

- 利用にあたって「プラザN利用申込書」および、NHK長野放送局が求める資料をそろえて提出すること
 - 利用申請および実施にあたって提出した個人情報、受信料の支払い確認などに使用することを承諾すること
 - 利用の申請が不可となっても一切の疑義を申し立てないこと
 - 利用目的以外に使用しないこと
 - 利用が決定もしくは利用中であっても、緊急事態その他やむを得ない事由のためNHKから、設備などの利用を中断・中止依頼があった場合は、それに従うこと
 - NHKの責めに帰することができない事由により利用できないとき、NHKは利用者が被った損害への責めには応じないことを承諾すること
 - 利用にあたっては「ロビープラザN利用のご案内」に記載されている事項を順守し、施設・設備などに変更を加えないこと
 - 利用終了時に設備などを原状に復すること
 - 利用者の不注意によって設備などを破損した場合、その修復費用の全額を負担するとともにNHKに与えた損害の全てを賠償すること。万が一、破損した場合は、速やかに申し出ること。
なお 破損の申し出がなくでも、後日、破損が発覚した場合や過失による破損の場合は、補修費の負担を請求されたとしても異議は、申し立てないこと
 - 利用によって第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任においてその解決にあたること
 - 利用者の過失により利用者または第三者が被った事故・怪我について、NHKはその責めには応じないことを承諾すること
 - 今回、出展する作品がNHKの放送（「NHKオンデマンド」での番組配信を含む）およびNHKのホームページ、携帯サイトあるいはNHKが主催するイベント、NHKが発行する印刷物において、個別の許諾なく使用されたとしても異議は申し立てないこと
 - プラザN内で展示する展示物については、利用者の責任において著作権等の権利処理を行い、権利侵害等が発生し権利者に被害が被った場合は、利用者の責任においてその解決にあたること。NHKはその責めには応じないことを承諾すること
 - 次の各号の一つに該当するとNHKが判断した場合は、NHKの施設・設備の利用をとりやめること
 - (1) 利用者（利用者の役員または従業員を含む。以下、本状において同じ）出演者または参加者が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団その他これに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます）または、暴力団等に協力し、もしくは暴力団等を利用するなど暴力団等と密接な関わりを有するとき
 - (2) 利用者、出演者または参加者が、自ら、また第三者を利用して、暴力的な行為、法的責任を超える過剰な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為をおこなったとき
- ※一旦、利用を許可した場合であっても、前項の各号に該当する事由が発生した場合は、何らの通知・催告なく、利用契約を解除することがあります。この場合、解除によって生じた一切の損害の賠償には応じません。